

# 公益社団法人全国大学体育連合 近畿支部運用規約

## (主旨)

第1条 この規約は公益社団法人全国大学体育連合支部設置規程にもとづき、近畿支部の運営に関することを定める。

## (支部の名称)

第2条 支部は公益社団法人全国大学体育連合近畿支部と称する。近畿支部は大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県の会員により構成している。

## (支部の事務所)

第3条 支部の事務局は、原則として支部長の在職する所属勤務先内に置く。

## (支部の目的)

第4条 支部は、当該地方におけるこの法人の会員と密接な関係を保ち、本連合定款第4条の達成に呼応し、当該地方の大学をはじめとする他の高等教育機関における体育の発展に寄与すること目的とする。

## (支部の事業)

第5条 支部の事業は、定款第5条に添い、当該地方の実情に応ずる企画を実施するものとする。

## (支部の役員の構成)

第6条 支部に、次の役員をおく。

- (1) 支部運営委員 10名以上15名以内
  - (2) 監査委員 3名以内
- 2 支部運営委員のうち、1名を支部長、2名以内を副支部長とする。

## (支部の役員の選任)

第7条 支部運営委員は当該地方におけるこの法人の会員より選出し、支部運営委員の互選で支部長、副支部長を定める。

- 2 監査委員は総会で選出する。
- 3 支部長は、支部よりこの法人の理事に推薦され、支部総会の議決により選任する。

## (役員の職務)

第8条 支部長は、支部の業務を総理し、支部を代表する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が指名した順序で支部長の職務（理事としての職務を除く）を代行する。
- 3 支部長、副支部長、支部運営委員は、支部運営委員会を組織して、この規約に定めるもののほか、支部の権限に属せしめられた事項を議決し、執行する。
- 4 監査委員は本会の支部運営委員会の業務執行および会計を監査する。

## (役員の任期及び解任)

第9条 役員の任期及び解任は、定款第28条第1項、第2項及び第29条を準用する。

## (役員の報酬)

第10条 役員の報酬は、定款第30条及び役員報酬及び費用に関する規程の理事に対する定めを準用す

る。

(会議)

第 11 条 支部運営委員の会議は、定款第 36 条、第 37 条、第 38 条を準用する。

(支部の経費)

第 12 条 支部の経費は、この法人からの交付金および寄付金その他の収入をもって支弁する。

(規約の変更)

第 13 条 この規約は、理事会の決議を経て、総会の決議を経て変更することができる。

附則

1 この規約は、平成 24 年 6 月 23 日より施行する。